

平成29年1月1日施行！

改正育児・介護休業法及び 改正男女雇用機会均等法等説明会

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が平成29年1月1日が施行されます。

主な改正点は①介護休業の分割取得、②介護休暇の取得単位の柔軟化、③介護のための所定労働時間の短縮等、④介護のための所定外労働の制限（残業の免除）、⑤有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和、⑥子の看護休暇の取得単位の柔軟化、⑦育児休業等の対象となる子の範囲、⑧いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設です。

今般、下記のとおり説明会を県内3か所にて開催いたしますので、是非ご参加ください。

また、当日はパートタイム労働法に係るご相談もお受けいたします。

○開催日時・場所

会場名	日 時	場 所	定員※
鳥 取	平成28年11月10日（木） 13:30～16:00	とりぎん文化会館 第1会議室 （鳥取市尚徳町101-5）	200名
倉 吉	平成28年10月26日（水） 13:30～16:00	県立倉吉体育文化会館 中研修室 （倉吉市山根529-2）	100名
米 子	平成28年10月24日（月） 13:30～16:00	米子コンベンションセンター 第7会議室（米子市末広町294）	115名

※ 先着順。各会場とも定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

○内 容

【第1部】(13:30～15:00)

- ・改正育児・介護休業法について
- ・改正男女雇用機会均等法について

【第2部】(15:10～15:50)

- ・働き方改革推進について
- ・女性活躍推進法について

【個別相談】(30分程度)



第1部のみのご参加も受け付けております。

個別相談につきましては、会場の都合により、予定時間の範囲で受け付けさせていただきます。なお、予定時間を超えたものは後日対応させていただきますので予めご了承ください。

○対 象

事業主・人事労務担当者 等

○お申込み・ お問合せ先

裏面の申込書にご記入の上、下記あて、Faxによりお申込みください。

鳥取労働局雇用環境・均等室

電話: 0857(29)1701

FAX: 0857(29)4142

<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

本紙にご記入の上、Faxによりお申し込みください。

鳥取労働局雇用環境・均等室 行

Fax **0857-29-4142**

(お間違えのないようご確認願います。)

企業名			会場	※ご希望の参加会場を○で囲んでください。	
	TEL	FAX		鳥取	11月10日(木) 13:30~16:00
参加者数	名			倉吉	10月26日(水) 13:30~16:00
個別相談希望	有 ・ 無		米子	10月24日(月) 13:30~16:00	
質問事項 (何かご質問があればご記入ください。)					

※ 各会場とも駐車場の利用は無料ですが、**駐車台数に限りがあります**。できるだけ**公共交通機関または最寄りのパーキング**をご利用ください。

※ ご記入いただいた個人情報は、本説明会にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

※ お申し込み状況により**複数名の参加をお断りする場合があります**ので、ご了承ください。



※米子会場について…ビッグシップ前駐車場のみ利用割引対象となります。◎1~5については近隣の有料駐車場となり、利用割引対象となりませんのでご注意ください。